

秋川ファーマーズセンターの指定管理者について

秋川ファーマーズセンター（以下「センター」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定により非公募とし、秋川農業協同組合（以下「農協」という。）に管理を行わせる。

1 指定理由

センターは、TAMAらいふ21（多摩東京移管百周年記念事業）の一環として、当時の秋川市、農協、農業者が東京都と連携して、「21世紀の新しい多摩づくり」を先導するために、平成5年度に建設した施設であり、あきる野市における農業振興や農業者と市民の交流を促進する中核的な複合施設として、地元で採れた新鮮で安全・安心な農畜産物等の販売や市民が農業への理解を深めるための市民農園の運営等を行っている。

また、センターはオープン当初からその管理運営を農協に委託しており、平成18年度からは指定管理者制度により、引き続き、農協が管理運営をしている。

この間、農協は、センターに出荷される農産物の安定的な供給を図るため、作付けや栽培の指導、品質管理を行うとともに、消費者との交流を深め、「地産地消」を普及するため、毎年、農業者と連携して「とうもろこし祭」、「収穫祭」などのイベントを開催し、あきる野農業の発展に向けた取組を進めている。

特に、この地産地消の取組については、消費者の食に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深めるものとして期待されており、あきる野市と農協が一体となって推進しているものである。

このような取組により、指定管理者の指定前の平成17年度における利用者（レジ客）約34万5千人、総売上額約5億2,200万円に対して、平成21年度には、利用者で1万6千人、4.6%の増で、約36万1千人、総売上額は3,900万円、7.5%増の約5億6,300万円となっており、農業者、市民そして首都圏も含む消費者に信頼される共同直売所になっている。

また、農協は、平成20年にJA東京中央会の「生産履歴管理・農薬適正使用システム」を導入し、農業者の栽培履歴の登録や作物別に使用農薬と散布回数などの適正化を進め、農業生産性の効率化と更なる安全・安心で新鮮な農産物を消費者に供給することに努めるとともに、農業生産力の増進及び農業経営の安定・向上に向けた営農指導などにも取り組んでいる。

このようなことから、農協については、指定管理者を含め17年間にわたり農業者や消費者と連携しつつ、地産地消の拠点としてあきる野農業の発展に努めてきた実績があり、長年の施設運営に関するノウハウを活用することにより、センターの円滑な運営と農業者の経営の向上、そしてあきる野農業をリードする役割を担うことが期待できる団体であり、本施設の管理を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供と事業効果が期待できるため、センターの指定管理者とする。